

税 理 士 法 人 和
 社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
 一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9MG 大手前ビル6F
 Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
 東京 〒105-0004 東京都港区新橋2-12-16 明和ビル 4F
 Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

November.2017

なごみ便り

www.101dog.co.jp

日に日に秋が深まり、露寒の季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

今回は、平成29年度の税制改正の影響を受け変更が生じることとなった平成30年分以降における扶養親族等の数の注意点についてご紹介します。

給与等から源泉徴収する税額は「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めますが、その際に「扶養親族等の数」を算定する必要があります。平成29年度の改正によって「給与所得者の所得」と「配偶者の所得」の2つの要素によって、配偶者控除のしくみが変わることとなりましたが、この改正に伴い給与計算における源泉徴収においても扶養親族等の数の算定方法に変化が生じます。

扶養親族等の数

	給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
	900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	1,000万円超 (1,220万円超)
(給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額) 配偶者の合計所得金額	38万円以下 (103万円以下)	1人	0人	0人
	38万円超 85万円以下 (103万円超 150万円以下)	1人	0人	0人
	85万円超 (150万円超)	0人	0人	0人

配偶者が障害者に該当する場合は1人加算

(出典:国税庁)

1. 配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合

平成30年からは給与所得者の合計所得金額が900万円を超える場合は、配偶者の合計所得金額が38万円以下だとしても、配偶者は扶養親族等の数に含めません。

合計所得金額・・・総収入から経費を差し引いた金額(給与所得のみであれば、年収から給与所得控除額を差し引いた金額)

2. 配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下の場合

給与所得者の合計所得金額が900万円以下であり、配偶者の合計所得金額が38万円超85万円以下の場合、配偶者は扶養親族等の数に含めます。なお、この場合、同一生計配偶者が障害者に該当していたとしても、扶養親族等の数に1人加算とはなりません。

同一生計配偶者・・・合計所得金額が38万円以下の配偶者(給与所得者本人の合計所得金額は制限なし)

例 1 (前頁図表 に該当)

給与所得者の年間の合計所得金額 920 万円
 配偶者の年間の給与等の合計所得金額 38 万円

配偶者の合計所得金額が 38 万円以下ですが、給与所得者の合計所得金額が 900 万円を超えているため、本例の配偶者は扶養親族等の数に含めません。したがって、他に扶養親族等に当てはまる人がいない場合には扶養親族等の数は 0 人となります。

ただし、本例の配偶者が障害者に該当する場合には扶養親族等の数に 1 人加算するため、扶養親族等の数は 1 人となります。

例 2 (前頁図表 に該当)

給与所得者の年間の合計所得金額 900 万円
 配偶者の年間の給与等の合計所得金額 85 万円

配偶者の合計所得金額が 85 万円以下であり、給与所得者の合計所得金額が 900 万円以下であるため、本例の配偶者は扶養親族等の数に含めます。したがって、他に扶養親族等に当てはまる人がいない場合には扶養親族等の数は 1 人となります。

なお、本例の配偶者が障害者に該当する場合であっても扶養親族等の数に加算はされません。(配偶者の合計所得金額が 38 万円を超えているため)

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の様式も、平成 30 年分から少し変化しています。

平成 30 年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ)	あなたの氏名	あなたの生年日	年 月 日	扶 養 親 族 等 申 告 書 の 提 出 期 間 (注)は、ご留意ください。
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所	世帯主の氏名	あなたの性別	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	配偶者の有無	有・無		

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたの性別	生年月日	平成 30 年中の所得の見積額	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)					円		
主たる給与から控除を受ける 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成30年1月1日現在)	1		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円		
	2		<input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円		
	3		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族 <input type="checkbox"/> その他		円		
	4		<input type="checkbox"/> 同居老親等 <input type="checkbox"/> その他		円		

① この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除、寡婦控除、寡夫控除、勤労学生控除を受ける場合に提出する必要があります。② この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。③ この申告書は、平成 30 年 1 月 1 日現在に扶養親族等申告書の提出期間(注)は、ご留意ください。

平成 30 年分の給与所得者の扶養控除等(異動)申告書より、上記図の太枠部分に記入が必要となるのは、

平成 30 年分の

記入者本人の見積りの合計所得金額が 900 万円以下(給与所得のみの場合、年収 1,120 万円以下)

かつ、配偶者の見積りの合計所得金額が 85 万円以下(給与所得のみの場合、年収 150 万円以下)

に該当する方となります。(前頁図表の太枠で囲まれている部分に該当する方)

今回の年末調整の際に、平成 30 年分の用紙に記入される際は注意が必要です。(文章担当:緒方・笠原)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は次月のなごみ便りに掲載いたしますので、ぜひ挑戦してみてください!

Q. 歌手、小説家、画家の中で秘密のない人はだれ?

先月の Q. 1日に2回あるのに、1年に1回しかないものって何?

先月の答え: 『ち』の数(『いちにち』には『ち』がふたつ、『いちねん』には『ち』がひとつ)